

学校教育設備整備費等補助金交付要綱

平成15年4月1日

文部科学大臣決定

一部改正 平成17年4月1日

一部改正 平成19年4月2日

一部改正 平成20年4月1日

一部改正 令和3年8月10日

一部改正 令和5年3月23日

(通 則)

第1条 学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費、特別支援教育設備整備費等）（以下「補助金」という。）の交付については、別記1の法令並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、国の予算の範囲内でその経費の一部を補助し、もって産業教育並びに特別支援教育の振興に資することを目的とする。

- (1) 学校法人（以下「補助事業者」という。）が産業教育を実施するための実験実習設備の整備
- (2) 補助事業者が特別支援学校、小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級、又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定めるところにより心身の故障に応じた特別の指導の場（以下「通級指導教室」という。）において障害に適応した教育を実施する上に必要とする設備の整備、障害に対応した情報機器等の整備又は学校の安全管理のための設備の整備

(交付の対象及び補助率)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の区分及び補助対象経費並びに補助率は、別記2に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第4条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（様式第

1) を大臣に提出しなければならない。交付申請書等の提出については、都道府県知事に送付するものとし、都道府県知事は、受領した日から起算して30日以内に交付申請書に交付申請額一覧(様式第2)を添えて大臣に送付するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、補助事業者から前条の規定による交付申請書等の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、都道府県知事に交付決定額一覧(様式第4)を送付するものとする。

2 都道府県知事は、大臣から補助事業者に係る交付決定額一覧の送付を受けたときは、速やかに補助事業者に対し交付決定通知書(様式第3)を作成の上、通知するものとする。

3 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者が行う前項の規定に基づく書類の提出については、都道府県知事に送付するものとし、都道府県知事は受領した書類を大臣に送付するものとする。

(補助事業の遂行)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するための契約を締結し、又は支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象経費の区分ごとに配分された額又は補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第5)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 高等学校産業教育設備整備費については、別記2の「補助金事業名」欄に掲げた事業(以下「事業」という。)ごとに配分された国庫補助金の合計額及び補助対象学校等などに変更をきたすことなく、事業ごとに配分された補助対象経費の20%以内の額を変更する場合。

(2) 特別支援教育設備整備費等については、補助対象経費又はその配分額(学校

等あたり設備細目事業補助対象経費)を20%以内において変更する場合、別記2-2-1に定める補助対象特別支援学校及び特別支援学級に該当する範囲において補助対象特別支援学校及び特別支援学級名を変更する場合及び整備品目、単価、数量、規格を変更する場合。

2 大臣は、前項の承認をする場合においては、必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかにその旨を記載した遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、都道府県知事の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第6)を都道府県知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、実績報告書(様式第7)を補助事業の完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 都道府県知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条及び第9条に基づく承認を得た場合その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 都道府県知事は、補助事業者に係る補助金の額の確定を行った場合は、確定報告書(様式第8)に当該補助事業者の実績報告書の総括表(写)を添えて大臣に送付するものとする。

3 都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されるときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に

納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 大臣は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には第5条の交付決定の全部若しくはその一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が適正化法、施行令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣は、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第16条 施行令第13条第4号の規定により大臣が定める財産は、取得財産のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。

2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければ

ならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業についてその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5か年間保管しておかなければならない。

(準用)

第18条 第6条第2項の規定は、第8条、第9条、第10条及び第16条第3項の規定に基づく申請書又は報告書の提出について、これを準用する。

(電磁的方法による提出)

第19条 申請者又は補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他大臣又は都道府県知事に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第20条 大臣又は都道府県知事は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣又は都道府県知事は、到達確認を行うものとする。

(その他)

第21条 前条までに定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

補助金名	根拠法令
高等学校産業教育設備整備費補助	<ul style="list-style-type: none">・産業教育振興法 (昭和26年法律第228号)・産業教育振興法施行令 (昭和27年政令第405号)・産業教育振興法施行規則 (昭和51年文部省令第36号)

(1) 国庫補助金の交付の対象とする事業等

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする設備	補助率
学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）	一般設備 1 基準設備	農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報又は福祉に関する学科若しくは総合学科（職業科目を25単位以上開設している場合に限る。）を設置している高等学校において、政令別表に掲げる設備（以下「基準設備」という。）の整備を行う事業とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助金交付の対象とする基準設備は、省令別表第1の科目群ごとに掲げる品目とする。 2 国庫補助金の交付の対象とする経費は、基準設備の購入に要する経費とする。 3 各学校ごとの国庫補助金の交付の対象とする経費は、各学校で開設する科目に対応する別記1の科目群ごとの「基準金額」欄に掲げる金額の合計（省令第3条第1項各号によって行う別に定める補正を適用した場合は、補正後の金額の合計とする。）を限度とする。 4 取得価格が1個又は1組5万円未満の設備は、補助対象経費に含まないものとする。 5 省令別表第1に定める科目群ごとの品目に該当しない品目及び当該別表に定める品目ごとの数量を超える数量の品目を整備するために必要な経費については、別に定めるところにより、各学校ごとの基準金額（補正を適用した場合は、補正後の基準金額とする。）の総額の範囲内において補助対象とすることができる。 	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。
	2 普通科等産業教育設備	高等学校の普通科その他普通教育を施す学科、専門学科及び総合学科（基準設備の補助対象となる学科は除く。以下「普通科等」という。）における産業教育のための実験実習設備（以下「普通科等産業教育設備」という。）の整備を行う事業とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助金の交付の対象とする普通科等は、農業、工業、商業、水産、看護、情報又は福祉の教科・科目を4単位以上履修（総合学科にあつては開設）させるものとする。 ただし、普通科等に職業学科並びに職業科目を25単位以上開設している総合学科が併置されている場合は、除くものとする。 2 国庫補助金の交付の対象とする普通科等産業教育設備 	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする設備	補助率										
			<p>は、産業教育のための実験実習に必要な設備とする。 ただし、次に掲げる設備は、原則として除くこととする。</p> <p>(1) 実験実習との関係の度合が比較的うすい机・戸だな類、模型・標本類及び搬送用器具等の設備 (2) 破損しやすい消耗品的設備 (3) 購入単価5万円未満の設備 (4) 電子計算組織及びL・L装置</p> <p>3 国庫補助金の交付の対象とする設備の経費は、当該設備の購入に要する経費とする。</p> <p>4 国庫補助金の交付の対象とする1普通科等当たりの設備の経費の総額は、次表の「単位区分」欄に掲げる単位区分ごとに「金額」欄に掲げる金額から整備を行う年度の前年度末の現有金額を減じた金額を限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="1274 884 1684 1082"> <thead> <tr> <th>単位区分</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4～7単位</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>8～17単位</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>18～29単位</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td>30単位以上</td> <td>65,000</td> </tr> </tbody> </table>	単位区分	金額(千円)	4～7単位	20,000	8～17単位	30,000	18～29単位	45,000	30単位以上	65,000	
単位区分	金額(千円)													
4～7単位	20,000													
8～17単位	30,000													
18～29単位	45,000													
30単位以上	65,000													
	3 共同製作設備材料	農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報又は福祉に関する学科若しくは総合学科（職業科目を25単位以上開設している場合に限る。）を設置している高等学校において、当該学科の生徒が共同して産業教育のための実験実習に必要な設備（以下「共同製作設備」という。）を製	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする材料は、次の各事項に該当する共同製作設備を製作するための材料とする。</p> <p>(1) 教員の指導のもとに数名以上の生徒が共同して製作する設備で、原則として当該年度の3月31日までに完成するもの。 (2) 当該学科の生徒が相当の期間産業教育のための実験実習の用に供し得る設備。 (3) 設置者の所有とし、かつ、当該高等学校において管</p>	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。										

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする設備	補助率
		<p>作する場合にその材料を購入する事業とする。</p>	<p>理することができる設備。</p> <p>ただし、次に掲げる設備を製作するための材料は、原則として除くものとする。</p> <p>① 動物、植物、魚貝、鉱物及び食品の標本類 ② 図書及びパンフレット等の印刷物の類 ③ 飼育又は栽培のための動物、植物及び魚貝の類</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする経費は、材料の購入に要する経費とする。</p> <p>なお、材料を加工等とするための光熱水料、燃料費及びフィルムの現像料等の役務費は除くものとする。</p> <p>3 国庫補助金の交付の対象とする経費は、共同製作設備の数量1の材料の購入に要する経費について6万円以上60万円以下とする。</p>	
	設備更新	<p>当該設備を整備した年度から10年(電子計算組織は、5年とする。)を経過した設備の更新を行う事業とする。</p>	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする設備の品目は、更新される品目と同一のものとする。</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする経費は、設備の購入に要する経費とする。</p>	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。
	普通科等家庭科	<p>高等学校の普通科等における家庭科教育のための実験実習設備の整備を行う事業とする。</p>	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする高等学校(分校は1の高等学校とみなす。)は、家庭に関する科目を4単位(科目「家庭基礎」においては2単位)以上履修させる学科を設置している高等学校とする。</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする設備は、別に定める「高等学校普通科等家庭科教育施設・設備基準」に掲げるものを標準とする。</p> <p>3 国庫補助金の交付の対象とする設備の経費の総額は、</p>	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする設備	補助率														
			<p>次表の「単位区分」欄に掲げる単位区分ごとに「金額」欄に掲げる金額から整備を行う年度の前年度末の現有金額を減じた金額を限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="1200 456 1583 612"> <thead> <tr> <th>単位区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※4～7単位</td> <td>10,579千円</td> </tr> <tr> <td>8～17単位</td> <td>13,327</td> </tr> <tr> <td>18単位以上</td> <td>18,398</td> </tr> </tbody> </table> <p>※科目「家庭基礎」を履修する場合は2～7単位</p> <p>4 国庫補助金の交付の対象とする設備の経費は、当該設備の購入に要する経費とする。</p>	単位区分	金額	※4～7単位	10,579千円	8～17単位	13,327	18単位以上	18,398							
単位区分	金額																	
※4～7単位	10,579千円																	
8～17単位	13,327																	
18単位以上	18,398																	
	専攻科	<p>高等学校における職業学科若しくは総合学科の卒業生、又はこれに準ずる者に対し、引き続き一貫した専門教育を行うために高等学校に設置する専攻科において必要な実験実習設備の整備を行う事業とする。</p>	<p>1 国庫補助金の交付の対象とする設備は、農業、工業、商業、水産、家庭及び看護に関する専攻科における産業教育のための実験実習に必要な設備とする。</p> <p>2 国庫補助金の交付の対象とする1専攻科当たりの設備の経費の総額は、次表に掲げる「金額」（別に定める補正を適用した場合は、補正後の金額とする。）から整備を行う年度の前年度末の現有金額を減じた金額を限度とする</p> <table border="1" data-bbox="1173 1118 1583 1394"> <thead> <tr> <th>専攻科名</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業に関する専攻科</td> <td>243,000</td> </tr> <tr> <td>工業に関する専攻科</td> <td>247,000</td> </tr> <tr> <td>商業に関する専攻科</td> <td>211,000</td> </tr> <tr> <td>水産に関する専攻科</td> <td>244,000</td> </tr> <tr> <td>家庭に関する専攻科</td> <td>63,000</td> </tr> <tr> <td>看護に関する専攻科</td> <td>59,000</td> </tr> </tbody> </table>	専攻科名	金額(千円)	農業に関する専攻科	243,000	工業に関する専攻科	247,000	商業に関する専攻科	211,000	水産に関する専攻科	244,000	家庭に関する専攻科	63,000	看護に関する専攻科	59,000	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。
専攻科名	金額(千円)																	
農業に関する専攻科	243,000																	
工業に関する専攻科	247,000																	
商業に関する専攻科	211,000																	
水産に関する専攻科	244,000																	
家庭に関する専攻科	63,000																	
看護に関する専攻科	59,000																	

国庫補助金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする設備	補助率
			3 国庫補助金の交付の対象とする設備の経費は、当該設備の購入に要する経費とする。 4 取得価格が1個又は1組5万円未満の設備は、補助対象経費に含まないものとする。	
	産業教育共同利用施設	高等学校の生徒の実習及び教員の研修等を行うために設置する産業教育共同利用施設において必要な実験実習設備の整備を行う事業とする。	1 国庫補助金の交付の対象とする設備は、産業教育共同利用施設における産業教育のための実験実習に必要な設備とする。 2 国庫補助金の交付の対象とする1施設当たりの設備の経費の総額は、11億2,200万円から整備を行う年度の前年度末の現有金額を減じた金額を限度とする。 3 国庫補助金の交付の対象とする設備の経費は、当該設備の購入に要する経費とする。 4 取得価格が1個又は1組5万円未満の設備は、補助対象経費に含まないものとする。	1/3。ただし、沖縄にあつては6/10。
	農業経営者育成高等学校拡充整備	農業高等学校において農業の担い手の育成を目的とする教育（以下「農業経営者育成教育」という。）を充実するため、必要な実験実習設備の拡充整備を行う事業とする。	1 国庫補助金の交付の対象とする農業高等学校は、寄宿舎教育の実施期間により次の類型に区分する。 (1) 寄宿舎教育を1か年を超えて実施する学校 ・・・・・・・・・・A類型 (2) 寄宿舎教育を6か月から1か年実施する学校 ・・・・・・・・・・B類型 2 国庫補助金の交付の対象とする設備は、農業経営者育成教育のために必要な実験実習設備とする。 3 国庫補助金の交付の対象とする設備の整備は次のとおり行うものとし、1校当たりの設備の経費の総額は次に掲げる金額を限度とする。	1/3。

国庫補助 金の区分	補助事業名	補助事業の内容	国庫補助金の交付の対象とする設備	補助率						
			<table border="1" data-bbox="1238 379 1469 691"> <thead> <tr> <th data-bbox="1238 379 1339 456">区分</th> <th data-bbox="1339 379 1469 456">設備 事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1238 456 1339 574">A類型</td> <td data-bbox="1339 456 1469 574">千円 27,894</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 574 1339 691">B類型</td> <td data-bbox="1339 574 1469 691">18,594</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1137 735 1794 802">4 国庫補助金の交付の対象とする設備の経費は、当該設備の購入に要する経費とする。</p>	区分	設備 事業費	A類型	千円 27,894	B類型	18,594	
区分	設備 事業費									
A類型	千円 27,894									
B類型	18,594									

(2) 設備基準金額

科目群	基準金額
情報基礎に関する科目群	47,477千円
情報応用に関する科目群	335,551
生物生産に関する科目群	230,576
林業に関する科目群	92,166
食品化学に関する科目群	164,473
工業基礎に関する科目群	75,882
電子基礎に関する科目群	58,598
機械に関する科目群	390,240
自動車に関する科目群	207,132
船舶に関する科目群	184,158
電気に関する科目群	207,887
電子応用に関する科目群	307,288
建築に関する科目群	78,294
設備工業に関する科目群	209,616
土木・造園に関する科目群	209,986
化学工業に関する科目群	251,771
材料技術に関する科目群	220,796
セラミックに関する科目群	168,653
繊維に関する科目群	166,453
インテリアに関する科目群	184,745
デザインに関する科目群	118,462
流通・経営に関する科目群	117,937
国際経済に関する科目群	42,534
水産・海洋基礎に関する科目群	202,814
海洋漁業に関する科目群	92,323
栽培漁業に関する科目群	80,237
被服に関する科目群	37,144
食物・調理に関する科目群	39,859
保育・福祉に関する科目群	44,121
看護に関する科目群	37,677

(3) 最低限度額

国庫補助金の最低限度額は、原則として、500千円とする。

2. 特別支援教育設備整備費等

(1) 補助金の区分及び補助対象経費並びに補助金額

補助金の区分	補助対象経費	補助金額
特別支援教育設備整備事業	別記2-2-1の特別支援教育設備整備事業・最新の情報機器等整備事業・学校安全設備整備事業補助実施要領（以下「特別支援教育設備等要領」という。）に定めるところによる設備等の補助対象経費	特別支援教育設備等要領に定めるところによる
最新の情報機器等整備事業		
学校安全設備整備事業		

(2) 50万円未満となる場合は、原則として補助金を交付しないものとする。

別記 2 - 2 - 1

特別支援教育設備整備事業
最新の情報機器等整備事業 補助実施要領
学校安全設備整備事業

1. 補助対象事業

補助対象事業は、表 1 の特別支援教育設備整備事業・最新の情報機器等整備事業・学校安全設備整備事業の細目事業欄に掲げる充実事業（以下「設備細目事業」という。）とする。

2. 補助対象特別支援学校、小・中学校特別支援学級及び通級指導教室

「補助対象特別支援学校」及び「小・中学校特別支援学級及び通級指導教室(以下「特別支援学級等」という。）」は、設備細目事業ごとに表 1 の補助対象特別支援学校・特別支援学級等欄に掲げる私立の特別支援学校及び私立の小・中学校に設置される特別支援学級等とする。

3. 補助対象経費

補助対象経費は、表 1 に定める別に通知する補助対象事業限度額の適用単位ごとの設備細目事業（以下「学校等当たり設備細目事業」という。）の補助対象設備等欄に掲げる設備等の整備に要する経費（以下「学校等当たり設備細目事業補助対象経費」という。）の合計額とする。

4. 補助基準額

補助基準額は、学校等当たり設備細目事業ごとの学校等当たり設備細目事業補助対象経費と別に通知する補助対象事業限度額のいずれか低い額の合計額とする。

5. 補助金額

補助金額は、前項に定める補助基準額の二分の一の額（千円未満の額は切り捨てる。）以内の額とする。

表 1 - 1

特別支援教育設備整備事業の細目事業別補助対象特別支援学校・特別支援学級等一覧

特別支援教育設備整備事業の細目事業	補助対象特別支援学校・特別支援学級等	補助対象設備等
1. 特別支援学校共通設備		
(1) 自立活動設備充実事業	この設備を購入する特別支援学校	自立活動を実施するために必要な設備
(2) 屋外自立活動設備充実事業	この設備を購入する特別支援学校	屋外において自立活動を実施するために必要な設備
(3) 重複障害教育設備充実事業	原則として補助金の交付を受ける年度に小学部、中学部又は高等部の重複障害学級を新設する特別支援学校	重複障害学級において教育を実施するために必要な設備
(4) 特別活動設備充実事業	高等部における勤労生産的、体育的、学芸的学校行事のための特別活動設備を購入する特別支援学校	高等部において勤労生産的、体育的、学芸的学校行事を実施するために必要な設備
(5) 創作教材材料充実事業	創作教材教具を製作する特別支援学校	
2. 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費		
(1) 視覚障害情報支援充実事業	この設備を購入する視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	
(2) 教材複製設備充実事業	この設備を購入する視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	
3. 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費		
(1) 集団補聴設備充実事業	この設備を購入する聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	
(2) FM補聴設備等充実事業	この設備を購入する聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	
4. 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者をむ）に対する教育を行う特別支援学校設備充実事業 （新設学校設備）	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対する教育を行う特別支援学校のうち、補助金の交付を受ける年度に設置、開校するこの設備の補助を受けていない学校又は補助金の交付を受ける年度の翌年度の4月30日までに設置、開校することが確定し、その準備のために設備を購入する学校	新設特別支援学校において教育を実施するために必要な設備
(1) 知的障害		
(2) 肢体不自由		
(3) 病弱（身体虚弱者をむ）		
5. 幼稚部設備充実事業	この設備を購入する特別支援学校	幼稚部において教育を実施するために必要な設備
6. 寄宿舎設備充実事業	この設備を購入する寄宿舎を設置している特別支援学校	寄宿舎において寄宿舎生が寄宿舎生活を送るために必要な設備

7. スクール・バス充実事業 (1)一般用	スクール・バスを購入する特別支援学校	
(2)重度障害者用	この設備を購入する特別支援学校	
8. 高等部職業教育設備充実業	高等部における職業教育設備を購入する特別支援学校	高等部において職業教育を実施するために必要な設備
9. 特別支援学級等設備充実業 (1)新設学級等設備	原則として補助金の交付を受ける年度に新設する特別支援学級及び通級指導教室	特別支援学級又は通級指導教室において教育を実施するために必要な設備
(2)集団補聴設備	この設備を購入する難聴の特別支援学級及び通級指導教室	
(3)教材複製設備	この設備を購入する弱視の特別支援学級及び通級指導教室	
(4)VTR設備	この設備を購入する言語障害、肢体不自由又は病弱・身体虚弱の特別支援学級及び通級指導教室	

(備 考)

1. 別に通知する補助対象事業限度額は、設備細目事業の事業実施の最小単位（学校、学級、学科、通級指導教室又はスクールバス）ごとに適用するものとする。
2. 補助対象設備等は、特別支援教育のための設備として適切妥当なものであることとする。
3. 次の設備細目事業にあつては、表1による補助対象特別支援学校その他、新規に高等部の併設（又は大幅な増設）を行う特別支援学校については、これまでに補助を受けたことがある場合においても、新規設置高等部に対する整備を目的として、補助金の交付を受ける年度に設置又は補助金の交付を受ける年度の翌年度の4月30日までに設置することが確定し、その準備のために設備を購入する場合、補助対象とすることができるものとする。

自立活動設備充実事業、視覚障害情報支援充実事業、教材複製設備充実事業、FM補聴設備等充実事業、特別支援学校設備充実事業（新設学校設備）

表 1 - 2

最新の情報機器等整備事業の細目事業別補助対象特別支援学校・特別支援学級等一覧

最新の情報機器等整備事業 の細目事業	補助対象特別支援学校・特別支 援学級等	補助対象設備等
情報機器等設備 (1) 特別支援学校情報機器等設 備充実事業	この設備を購入する特別支援学 校	障害に対応した情報機器及び 情報教育を実施するために必要 な設備
(2) 特別支援学級等設備充実事 業 (情報機器等設備)	この設備を購入する特別支援学 級及び通級指導教室	障害に対応した情報機器及び 情報教育を実施するために必要 な設備

表 1 - 3

学校安全設備整備事業の細目事業別補助対象特別支援学校・特別支援学級等一覧

学校安全設備整備事業 の細目事業	補助対象特別支援学校・特別支 援学級等	補助対象設備等
学校安全設備 (1) 特別支援教育課学校学校安 全設備充実事業	この設備を購入する特別支援学 校	障害による種々の困難に特別 に配慮した安全管理に必要な設 備
(2) 特別支援学級等設備充実事 業 (学校安全設備)	この設備を購入する特別支援学 級及び通級指導教室	障害による種々の困難に特別 に配慮した安全管理に必要な設 備

文部科学大臣 殿

学校法人理事長名
住所

令和 年度学校教育設備整備費等補助金交付申請書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、下記のとおり国庫補助金を交付されるよう、収支予算書その他関係書類を添えて申請します。

記

1. 国庫補助金交付申請額 円

2. 国庫補助金交付申請額の内訳

(単位：円)

補助区分	補助対象経費	申請額	設置者負担額
高等学校産業教育設備整備費			
高等学校産業教育設備整備費			
特別支援教育設備整備費等			
特別支援教育設備整備事業			
最新の情報機器等整備事業			
学校安全設備整備事業			
計			
合計			

3. 事業計画等（別添のとおり）

- (1) 高等学校産業教育設備整備費・・・別添1
- (2) 特別支援教育設備整備費等・・・別添2

4. 収支予算書その他関係書類（別添のとおり）

- (1) 高等学校産業教育設備整備費・・・別添3
- (2) 特別支援教育設備整備費等・・・別添4

【本件担当者連絡先】

担当課名：
電話番号：
Eメール：

(1) 高等学校産業教育設備整備費

別添 1

第 1 表 経費の配分と補助金の区分

補助金の区分	区 分	補 助 事 業 に 要 す る 経 費		
		総 額	国 庫 補 助 金	設 置 者 負 担 金
学校教育設備整備費等補助金 (高等学校産業教育設備整備費)	基 準 設 備			
	共 同 製 作 設 備 材 料			
	設 備 更 新			
	そ の 他			
	合 計			

- (注) 1 「国庫補助金」の額は、1,000円未満の端数を切り捨てる。
2 「区分」欄に掲げる事項は、補助の対象とする事項のみとし、該当事項以外の事項及び欄を除外して本表を作成する。
3 「区分」欄に掲げる「その他」欄については、交付要綱に定める補助事業ごとに記入し、「区分」欄には該当する補助事業名を記入する。

第2表 事業計画（その1）

補助金の区分	学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）
--------	------------------------------

区 分	
-----	--

学校（施設）名	履修教科名 又は専攻科名	履 修 単位数	基準金額	整備計画額	国庫補助 金 額	設置者負担 金 額	整備後 現有金額	整備後 投資金額
			円	円	円	円	円	円
計	———	——	———					

- (注) 1 この事業計画は、基準設備、普通科等産業教育設備、普通科等家庭科、専攻科、産業教育共同利用施設及び農業経営者育成高等学校拡充整備の別に作成する。
- 2 「区分」欄は、上記1に掲げる該当事業の名称を記入する。
- 3 「学校（施設）名」欄は、次により記入する。
- (1) 当該年度の4月1日現在設置されている高等学校等については、その名称を記入する。
- (2) 当該年度の翌年度に新設する学校については、〔 〕書きで学校等名（学校等名が仮称の場合は「仮称」と付す。）を記入する。
- 4 「履修教科名又は専攻科名」欄は、普通科等産業教育設備または専攻科の場合のみ記入し、普通科等産業教育設備の場合においては、別に定めるところの教科の名称を記入する。
- また、専攻科の場合においては、農業、工業、商業、水産、家庭、看護の各専攻科名のほか、さらに複数の学科を設置する場合はその名称を記入する。
- 5 「履修単位数」欄は、普通科等産業教育設備または普通科等家庭科の場合においてのみ、別に定めるところの単位数を記入する。
- 6 「基準金額」欄は、交付要綱に定める基準金額（基準設備及び専攻科の場合は補正後のもの）を記入する。
- 7 「整備計画額」欄は、本申請における国庫補助対象事業費を記入する。
- 8 「国庫補助金額」欄は、「整備計画額」に対する補助金額を記入する。
- 9 「設置者負担金額」欄は、「整備計画額」に対する設置者の負担金額を記入する。
- 10 「整備後現有金額」欄及び「整備後投資金額」欄は、当該年度の前年度までの現有金額又は投資金額と本申請における「整備計画額」との合計額を記入する。

第2表 事業計画（その2）

補助金の区分	学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）
--------	------------------------------

区 分	共同制作設備材料
-----	----------

学 校 名	製作する設備の合計数量	整備計画額	国 庫 補 助 金 額	設置者負担金額
	円	円	円	円
計				

- (注) 1 この事業計画は、共同製作設備材料に係るものについて作成する。
 2 「製作する整備の合計数量」欄は、当該高等学校において製作する設備の合計数を記入する。
 3 「整備計画額」欄は、当該高等学校において製作する共同制作設備の材料の購入に要する経費の総額を記入する。
 4 「国庫補助金額」の欄は、共同制作設備ごとに算定した国庫補助金の額の学校ごとの総額を記入する。
 5 「設置者負担金額」欄は、「整備計画額」に対する設置者の負担金額を記入する。

第2表 事業計画（その3）

補助金の区分	学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）
--------	------------------------------

区 分	設 備 更 新
-----	---------

学校（施設）名	更 新 計 画 額	国庫補助金額	設置者負担金額
	円	円	円
計			

- (注) 1 この事業計画は、設備更新に係るものについて作成する。
 2 「更新計画額」欄は、本申請における国庫補助対象事業費を記入する。
 3 「国庫補助金額」の欄は、「更新計画額」に対する補助金額を記入する。
 4 「設置者負担金額」欄は、「更新計画額」に対する設置者の負担金額を記入する。

(2) 特別支援教育設備整備費等

事業計画書総括表

補助事業の区分等		補助対象経費	補助対象事業限度額	補助基準額 (①と②のいずれか・低い額)	補助金額 (③×1/2)
		①	②	③	④
		円	円	円	円
特別支援教育設備整備事業	1. 特別支援学校共通設備				
	(1) 自立活動設備充実事業				
	(2) 屋外自立活動設備充実事業				
	(3) 重複障害教育設備充実事業				
	(4) 特別活動設備充実事業				
	(5) 創作教材材料充実事業				
	2. 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費				
	(1) 視覚障害情報支援充実事業				
	(2) 教材複製設備充実事業				
	3. 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費				
(1) 集団補聴設備充実事業					
(2) FM補聴設備等充実事業					
4. 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対する教育を行う特別支援学校設備充実事業 （新設学校設備）					
5. 幼稚部設備充実事業					
6. 寄宿舎設備充実事業					
7. スクール・バス充実事業					
(1) 一般用					
(2) 重度障害者用					
8. 高等部職業教育設備充実事業					
9. 特別支援学級等設備充実事業					
(1) 特別支援学級等設備					
(2) 集団補聴設備					
(3) 教材複製設備					
(4) VTR設備					
小 計					
最新の情報機器等整備事業	情報機器等設備				
	(1) 特別支援学校情報機器等設備充実事業 (2) 特別支援学級等設備充実事業 (情報機器等設備)				
小 計					
学校安全設備整備事業	学校安全設備				
	(1) 特別支援学校学校安全設備充実事業 (2) 特別支援学級等設備充実事業 (学校安全設備)				
小 計					
計					

※ 事業計画内訳を添付すること。

自立活動設備充実事業等事業計画書

1. 交付申請に係る学校

事業区分 ①		充実事業	
交付申請に係る学校	学校名		
	障害区分 ②	1. 知的障害 2. 肢体不自由 3. 病弱	
	設置(予定)年月日③	年 月 日 (設置, 予定)	
	交付申請に係る学級等 ④	幼稚部	
		小学部	
		中学部	
高等部			
高等部の新規併設, 大幅な増設 ⑤			

2. 事業計画

品目 ⑥	購入数量 ⑦	購入単価 ⑧	補助対象経費 ⑦×⑧=⑨	補助対象事業限度額 ⑩	補助基準額 (⑨と⑩のいずれか低い額) ⑪
		円	円	円	円
計					

(作成上の留意事項)

1. この様式は、学校等当たり設備細目事業ごとに別葉で作成すること。
2. この様式は、自立活動設備充実事業、屋外自立活動設備充実事業、重複障害教育設備充実事業、視覚障害情報支援充実事業、教材複製設備充実事業、集団補聴設備充実事業、FM補聴設備等充実事業、特別支援学校設備充実事業（新設学校設備）、幼稚部設備充実事業、寄宿舎設備充実事業、特別支援学校情報機器等設備充実事業及び特別支援学校学校安全設備充実事業に係る事業計画書様式とし、①には、上記事業区分を記入すること。
3. 交付申請書に係る学校が特別支援学校の場合には②の該当する障害区分の番号を○で囲むこと。
4. 特別支援学校設備充実事業（新設学校設備）の事業計画の場合には③に設置（予定）年月日を記入し「設置」又は「予定」のいずれかを○で囲むこと。なお、設置年月日と開校年月日が一致しない場合には、開校年月日もあわせて記入すること。
5. 重複障害教育設備充実事業、集団補聴設備充実事業及び幼稚部設備充実事業（新設及び既設）の事業計画の場合には④に交付申請に係る学級の状況を部別に、学級別により下記例の要領により記入すること。なお、この事業以外の事業計画の場合には記入を要しないこと。

(記入例)

① 重複障害教育設備充実事業

交付申請に係る学級名称、学級設置年月日及び学級の重複障害の状況を記入すること。

(記入例) ○年○組 (○○○○学級)
[○○年○月設置]
(視覚, 知的障害)

② 集団補聴設備充実事業

交付申請に係る学級名称を記入すること。

(記入例) ○年○組 (○○○○学級)

③ 幼稚部設備充実事業（新設）（既設）

交付申請に係る学級名称及び学級設置年月日を記入すること。

(記入例) ○才児学級 (○○○○学級)
[○○年○月設置]

6. 交付申請年度内又は翌年度の4月30日までに、新たに併設もしくは大幅な増設を行う高等部の整備を目的とする自立活動設備充実事業、視覚障害情報支援充実事業、教材複製設備充実事業、FM補聴設備等充実事業、特別支援学校設備充実事業（新設学校設備）、のいずれかに係る事業計画の場合には、⑤に設置学部の規模（学科名、学級数、定員数、在籍者数）を記入（学部の大幅な増設にあっては、現在の学校規模も併記）すること。

スクールバス充実事業（一般用、重度障害者用）事業計画書

1. 交付申請に係る学校

交付申請に係る学校	学 校 名	
	障 害 区 分 ①	1. 知的障害 2. 肢体不自由 3. 病弱

2. 事業計画

購入予定自動車	区 分	1. 一般用 2. 重度障害者用			
	補助対象経費(購入金額)②	円			
	年式、車名（製作会社名）及び型式③	年 式	車 名	製作会社名	型 式
		年式			
	新車・中古車の別	1. 新車 2. 中古車			
	乗車定員④	人			
	原動機の種類、型式及び馬力⑤	種 類	型 式	馬 力	
補助対象事業限度額⑥		円			
補助基準額 (②と⑥のいずれか低い額)⑦		円			
運行開始（予定）年月日					
運行計画	通学のための計画⑧				
	実地見学等のための計画⑨				
運転手の配置計画等⑩					

(作成上の留意事項)

1. この様式は、スクールバス1台ごとに別葉で作成すること。
2. 交付申請に係る学校が特別支援学校の場合には①の該当する障害区分の番号を○で囲むこと。
3. ③の型式は、自動車検査証記載のものを記入すること。
4. ④は、自動車検査証に記載されるべき定員を記入すること。
なお、購入に当たり改造等を行い乗車定員を変更する場合は()に変更前の定員を記入すること。
5. ⑤は、「ディーゼルエンジン-6DR5-105PS/3500rpm」の要領により記入すること。
6. ⑧は、交付申請に係るスクールバスの登校、下校時の1日当たりの運行コースごとの運行回数、運行時間(学校から学校にもどるまでの時間)、利用人数を下記例の要領により記入すること。

(記入例)

登校時	———Aコース	1回	35分	24人
下校時	———Aコース	1回	35分	24人
	└Bコース	2回	12分	28人

7. ⑨は、補助金交付申請年度中の遠足、実地見学等の運行回数及び利用人数を下記例の要領により記入すること。

(記入例)

遠足	4回	122人
実地見学	2回	42人
職場実習	1回	15人

8. ⑩は、運転手の配置計画等を、①定員職員により配置、②非常勤職員により配置、③その他(運行委託等)に区分し、具体的に記入すること。
9. この事業計画書には、購入予定自動車のカタログ、改造を行う場合には改造計画書(図面を含む。)を添付すること。

なお、「重度障害者用」の場合には車いす用の自動式昇降装置取付図(取付改造図)を添付すること。

高等部職業教育設備充実事業事業計画書

1. 交付申請に係る学校

交付申請に係る学校	学 校 名					
	障 害 区 分 ①		1. 知的障害 2. 肢体不自由 3. 病 弱			
	交付申請に係る学科 ②	学 科 名 等	本 科	別 科	専攻科	計
		人 数	人			
	学級数	学級				

2. 事 業 計 画

品 目 ③	購入数量 ④	購入単価 ⑤	補助対象経費 ④×⑤=⑥	補 助 対 象 事業限度額 ⑦	補 助 金 額 (⑥と⑦のいずれか低い額) ⑧
		円	円	円	円
計					

(作成上の留意事項)

- この様式は、学科ごとに別葉で作成すること。
- 交付申請に係る学校が特別支援学校の場合には①の該当する障害区分の番号を○で囲むこと。
- ②は、交付申請に係る学科の学科ごとの人数，学級数を記入すること。
- 数量を一式又は一組として購入する場合は，その内訳書（品目，数量及び金額を記入すること。）を添付すること。
- ⑦は，別に通知する補助対象事業限度額により記入すること。なお，別に通知する補助対象事業限度額に定める学科以外の学科については，購入金額（⑥）を記入すること。
- 別に通知する補助対象事業限度額に定める学科以外の学科等（普通科等において職業に関する教科，科目を10単位以上履修させる教育課程を編制して職業教育を実施している場合を含む。）について交付申請を行う場合には，この事業計画書に別添参考資料1を添付すること。

特別活動設備充実事業事業計画書

1. 交付申請に係る学校

交付申請に係る学校	学 校 名				
	障 害 区 分 ①	1. 知的障害 2. 肢体不自由 3. 病 弱			
	生 徒 数	本 科	別 科	専攻科	計
人					

2. 事 業 計 画

行 事 等 名 ②		品 目 ③	購 入 数 量 ④	購 入 単 価 ⑤	補 助 対 象 経 費 ④×⑤=⑥	補 助 対 象 事 業 限 度 額 ⑦	補 助 基 準 額 (⑥と⑦のい ずれか低い 額) ⑧
学 校 行 事	勤 労 生 産 的 行 事			円	円	円	円
	体 育 的 行 事						
	学 芸 的 行 事						
合 計							

(作成上の留意事項)

- この様式は、学校ごとに別葉で作成すること。
- 交付申請に係る学校が特別支援学校の場合には①の該当する障害区分の番号を○で囲むこと。
- 数量を一式又は一組として購入する場合は、その内訳書（品目、数量及び金額を記入すること。）を添付すること。
- 「例示品目」以外の品目を整備する場合は、その必要性について具体的に説明する理由書（様式自由）を添付すること。

創作教材材料充実事業事業計画書

1. 交付申請に係る学校

交付申請に係る学校	学 校 名					
	障害区分①	1. 知的障害 2. 肢体不自由 3. 病 弱				
重複障害学級の設置状況 (5月1日現在)	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	
	学級					

2. 事業計画

創作教材教具名等 ②	製作数量 ③	1個あたり 制作費 ④	補助対象経 費 ③×④=⑤	補助対象事 業限度額 ⑥	補助基準額 (⑤と⑥のい ずれか低い 額) ⑦
		円	円	円	円
計					

(作成上の留意事項)

- この様式は、学校ごとに別葉で作成すること。
- 交付申請に係る学校が特別支援学校の場合には①の該当する障害区分の番号を○で囲むこと。
- ②については、拡大教材を製作する場合には、「拡大教材」と記入すること。
- ④の1個あたり製作費が同一創作教材教具・拡大教材で相違する場合には別欄に記入すること。

なお、この事業は、創作教材教具・拡大教材を製作するために必要な材料の購入費を補助対象としており、創作教材教具・拡大教材を製作するための委託費等は対象としないので十分留意すること。

特別支援学級等設備充実事業（新設学級等設備，集団補聴設備，教材複製設備，
V T R設備，情報機器等設備，学校安全設備）事業計画書

1. 交付申請に係る学級

学 校 名				
交付申請に係る 学級の状況 (5月1日現在)	学級名等①	障害区分	在籍者数	備 考②
			人	

2. 事 業 計 画

事業区分 ③	品目 ④	購入 数量 ⑤	購入単価 ⑥	補助対象 経 費 ⑤×⑥=⑦	補助対象事 業限度額 ⑧	補助基準額 (⑦と⑧のい ずれか低い 額) ⑨
			円	円	円	円
計						

(作成上の留意事項)

- この様式は，学校等当たり設備細目事業ごとに別葉で作成すること。
- ①は，学級等名を〇年〇組（ひまわり学級）の要領により記入すること。
なお，特別支援学級等が学校以外の児童福祉施設等内に設置されている場合には②に当該施設等の名称を記入すること。
- ③は，新設学級等設備，集団補聴設備，教材複製設備，V T R設備，情報機器等設備，学校安全設備の事業区分を記入すること。
- 数量を一式又は一組として購入する場合は，その内訳書（品目，数量及び金額を記入すること。）を添付すること。

(1) 高等学校産業教育設備整備費

別添3

収支予算書

収支予算書は、資金収支予算書及び資金収支内訳表を添付する。

なお、当該補助金にかかる予算が未議決の場合には、確約書をもってこれにあてるものとするが、議決後において資金収支予算書及び資金収支内訳表を提出すること。

(2)特別支援教育設備整備費等

令和 年度学校教育設備整備費等補助金(特別支援教育設備整備費等)に係る収支予算書

歳入

款	項	目	金額	備考
			円	

歳出

款	項	目	金額	内 訳		
				節	金額	備考
			円		円	

議 決 令和 年 月 日

議決予定 令和 年 月 日

(議決予定の場合は確約書を添付すること。)

学校法人理事長名

											都道府県名	
											学校名	
交付申請に係る学科等名												
高等部の現状・5月1日現在・①	区分		本科			別科		専攻科			計	
	設置するすべての学科等名		生徒数等	1年	2年	3年	1年	2年	1年	2年		3年
	生徒数		男	人								
			女	人								
			計	人								
	学級数		学級									
	生徒数		男	人								
			女	人								
			計	人								
	学級数		学級									
交付申請に係る学科等の設置目的及び必要性②												
交付申請に係る学科等の教育内容（職業に関する教科、科目について）の概要③												
教育付課程に係る学科等の	教科、科目名④		必修選択別⑤	単位数⑥	履修年次⑦	教科、科目ごとの教育内容の概要⑧	教科、科目ごとの必要となる設備名⑨	左の設備の設置場所⑩				
	教科名	科目名										
				単位	年							
設備付整備申請に係る学科等⑪の	設備名	現行		交付申請年度の整備		交付申請年度の翌年度の整備		交付申請年度の翌々年度の整備		計	用途及び必要性⑫	
		数量	現有額	数量	整備額	数量	整備額	数量	整備額			数量

- (作成上の留意事項)
- この資料は、学科等ごとに作成すること。
 - ①は、すべての学科等（普通科を含む。）について記入すること。
 - ②及び③は、具体的に記述すること。
 - ④、⑤、⑥及び⑦は、交付申請に係る学科等のすべての教科、科目について記入することとし、⑧は、職業に係る教科、科目のみについて記入すること。なお、⑥は、時間数によっている場合、単位時間により記入することとし、⑧は、教育内容を具体的に⑨との関連が判るように記入すること。
また、⑨は、交付申請に係る設備（交付申請に係る設備以外は記入を要しない。）について、当該設備を必要とする教科、科目と対応させて設備名を記入し、当該設備の設置場所を⑩に、「実習室Ⅰ」のように室名を記入すること。
 - ⑩は、現有設備、交付申請年度に整備する設備、交付申請年度の翌年度及び翌々年度に整備予定の設備のすべての設備について、「数量」及び「整備額」を記入すること。なお、この場合の「整備額」は購入額（予定額）とすること。
 - 交付申請に係る設備については⑫にその用途及び必要性を具体的に記入すること。
 - 交付申請に係る学科等が、普通科等において職業教育を実施している場合には、その実施形態（すべての職業コースごとの教育内容、単位数、履修人数、履修方法等）を詳細に説明する資料を添付すること。
 - この資料に、高等部全体の授業時間数（年間分）を添付すること。

様式第2 (第4条関係)

都道府県名

令和 年度学校教育設備整備費等補助金交付申請額一覧

学校法人分

番 号	補助事業者名	交付申請 年 月 日	交付申請 番 号	補 助 対 象 経 費			補 助 金 額		
				高等学校産業教育設備整備費	特別支援教育設備整備費等	合 計	高等学校産業教育設備整備費	特別支援教育設備整備費等	合 計
				円	円	円	円	円	円
合 計									

学校教育設備整備費等補助金交付決定通知書

（補助事業者名）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度学校教育設備整備等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定したので同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

（都道府県知事名）

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった「学校教育設備整備費等補助金」とし、その内容は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。ただし補助事業内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費 円
補助金額 円

- 補助対象経費の区分ごとの補助対象経費の配分及びこれに対応する補助金額は次のとおりとする。

補 助 区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
高等学校産業教育設備整備費	円	円
高等学校産業教育設備整備費		
特別支援教育設備整備費等補助		
特別支援教育設備整備事業		
最新の情報機器等整備事業		
学校安全設備整備事業		
小計		
計		

- 補助事業は、令和 年3月31日までに完了しなければならない。
- 補助金の確定額は配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に各補助事業ごとの次の補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする）と補助金額とのいずれか低い額とする。

(1) 高等学校産業教育設備整備費補助

高等学校産業教育設備整備費にあつては、1 / 3

(沖縄にあつては6 / 10)

(2) 特別支援教育設備整備費等

特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業、学校安全設備整備事業にあつては、1 / 2

6 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）、学校教育設備整備費等補助金交付要綱並びに高等学校産業教育設備整備費補助においては産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、同法施行令（昭和27年政令第405号）及び同法施行規則（昭和51年文部省令第36号）に従わなければならない。

【本件担当者連絡先】

担当課名：

電話番号：

Eメール：

令和 年度学校教育設備整備費等補助金交付決定額一覧

学校法人分

番 号	補助事業者名	交付申請 年 月 日	交付申請 番 号	補 助 対 象 経 費			補 助 金 額		
				高等学校産業教育設備整備費	特別支援教育設備整備費等	合 計	高等学校産業教育設備整備費	特別支援教育設備整備費等	合 計
				円	円	円	円	円	円
合 計									

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人理事長名

令和 年度学校教育設備整備費等補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について
下記のとおり事業の内容を変更したいので承認して下さるよう関係書類を添えて申請
します。

記

補助事業の区分	計画変更の内容	計画変更をする理由

- (注) 1. 別紙として、当初の事業計画書を訂正したものを添付すること。
2. 高等学校産業教育設備整備費については、変更して整備を図る設備の見積書、カ
タログの写しを添付する。

【本件担当者連絡先】

担当課名：

電話番号：

Eメール：

様式第6（第11条関係）

令和 年 月 日

殿

学校法人理事長名

令和 年度学校教育設備整備費等補助金
事業実施状況報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第12条の規定により、標記補助金に係る事業の遂行状況を別紙のとおり報告しま
す。

【本件担当者連絡先】

担当課名：

電話番号：

Eメール：

殿

学校法人理事長名

令和 年度学校教育設備整備費等補助金実績報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 総括表

補助区分	交付決定額 ① (千円)	補助対象経費			②×補助率 ③ (千円)	①と③の いずれか低い額 (千円)
		支出済額 (円)	支出予定額 (円)	計 ② (円)		
高等学校産業教育設備 整備費						
高等学校産業教育設備整備費						
特別支援教育設備整備 費等						
特別支援教育設備整備事業						
最新の情報機器等整備事業						
学校安全設備整備事業						
計						
合計						

2. 事業別内訳（別添のとおり）

- (1) 高等学校産業教育設備整備費・・・・・・・・別添5
- (2) 特別支援教育設備整備費等・・・・・・・・別添6

【本件担当者連絡先】

担当課名：
電話番号：
Eメール：

(1) 高等学校産業教育設備費

別添5

記

(令和 年 月 日現在)

総括表

補助金の区分	区分	補助事業に要する経費			納入(検収)済額(支払額)			翌年度支払額			国庫補助金受済額	清算所要額	備考
		総額	国庫補助金交付決定額	設置者負担額	総額	国庫補助金交付決定額	設置者負担額	総額	国庫補助金交付決定額	設置者負担額			
学校教育設備整備費等補助金 (高等学校産業教育設備整備費)	基準設備	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	普通科等産業教育設備												
	共同製作材												
	設備更新												
	普通科等家庭科												
	専攻科												
	農業経営者育成高等学校拡充整備												
	合計												

- (注) 1 この様式は、総括表及び明細表から成る。明細表は、(その1)から(その4)までのそれぞれに区分し、総括表の「区分」欄に記入した区分の順に従って編集する。
- 2 「(令和 年 月 日現在)」欄は、国庫補助事業の完了年月日を記入する。なお、当該事業が当該年度で完了しないで翌年度に繰越した場合については、当該補助金の交付年度末で実績報告を提出し高等学校の当該事業が完了したときに改めてその「事業完了年月日現在」で実績報告書を再提出する。
- 3 「区分」に掲げる事項は、補助金の対象になったもののみとし、当該事業以外の事項及び欄を除外して本表を作成する。
- 4 「補助事業に要する経費」欄は、交付決定通知(交付決定に通知及び経費の配分変更のあった場合は、当該交付決定変更通知等による)による国庫補助金交付決定額、設置者負担額を記入する。
- 5 「納入(検収)済額(支払額)」欄は、当該年度に納入(検収)した額を記入する。ただし、繰越が予定されている場合の支払予定額については除く。なお、国庫補助金額に不用額が生じたときは、その金額を「備考」欄に記入する。
- 6 「翌年度支払予定額」欄は、当該年度に完了しないために繰越をする事業において、翌年度に支払う予定の額を記入する。
- 7 「国庫補助金受領済額」欄は、支出官から支出を受けた国庫補助金額を記入する。
- 8 「清算所要額」欄は、「納入(検収)済額」欄の国庫補助金額と「国庫補助金受領済額」欄との差額を記入する。従って繰越予定額又は不用額がある場合は、その金額にかかる国庫補助金未受領額については、「清算所要額欄」の額に含まれない。

明細表（その1）

補助金の区分	学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）
--------	------------------------------

事業名	基準設備	学校名 法人名		基準金額	円	整備後の 現有金額	円	整備後の 投資金額	円
-----	------	------------	--	------	---	--------------	---	--------------	---

品名	基準の種類	購入（検収） 数量	単価	購入（検収） 金額	国庫補助 金額	設置者負担金額	納入（検収） 年月日	支払（予定） 年月日
			円	円	円	円		
合計		_____	_____				_____	_____

- (注) 1 この明細表は、学校別に作成する。
- 2 「学校名 法人名」欄は、学校名及び法人名を記入する。
- 3 「基準金額」欄は、交付要綱に定める基準金額に、別に定める補正後の金額を記入する。
- 4 「整備後の現有金額」及び「整備後の投資金額」欄は、今回整備前の当該学校の現有金額及び投資金額と「購入（検収）金額」の合計欄に記入した金額（この他に、基準設備に当たる特別装置を国庫補助金において整備した場合は、その金額も加える。）の和を記入する。
- 5 「基準の種類」欄は、交付要綱に定める科目群のうちいずれかを記入する。
- 6 「国庫補助金額」欄は、「購入（検収）金額」に対する補助金額を、「設置者負担金額」欄は「購入（検収）金額」に対する設置者負担金額をそれぞれ記入する。
- 7 「納入（検収）年月日」及び「支払（予定）年月日」欄は、それぞれ予定する年月日を記入する。
- 8 設備の納品書、請求書及び領収書の写し（物品供給者作成のもの）を添付する。また、契約書及び検査調書を作成している場合には、その写しを併せて添付する。

明細表（その2）

補助金の区分	学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）
--------	------------------------------

事業名	共同製作設備材料	学校名 法人名	
-----	----------	------------	--

学科名	製作する設備		材 料						納入（検収） 年 月 日	支払（予定） 年 月 日
	設備名	数量	品名	数量	単価	金額	国庫補助 金 額	設置者 負担金額		
					円	円	円	円		
	小計		_____						_____	
	小計		_____						_____	
計			_____						_____	
	小計		_____						_____	
計			_____						_____	
合計			_____						_____	

- (注) 1 この明細表は、学校別に作成する。
- 2 「学校名 法人名」欄は、「明細表(その1)」の(注)2に準ずる。
- 3 「学科名」欄は、当該設備を主として作成し、完成後実験実習に使用する学科の名称を記入する。
- 4 「材料」欄の「品名」は、当該設備を製作するために必要とする材料の品名を具体的に記入する。なお、同一の品名であっても規格等が相違している場合は、当該規格等ごとに品名を記入する。また、当該材料を組立て材料一式で購入を予定する場合は、組立て材料一式の名称を記入してその内訳(数量を含む。)を「品名」欄に()書きで記入し、「数量」、「単価」・及び「金額」の各欄については内訳ごとの記入は要しないものとする。
- 5 「材料」欄の「数量」、「単価」は「品名」に記入した品ごとの数量及びその単価を記入し、「金額」にその品ごとの金額を記入する。
- 6 「国庫補助金額」欄は、「金額」に対する補助金額を、「設置者負担金額」欄は「金額」に対する設置者負担金額をそれぞれ記入する。
- 7 「小計」欄は、製作する設備ごとに記入し、「計」欄は学科ごとに記入し、「合計」欄は学校ごとに記入する。
- 8 「納入(検収)年月日」及び「支払(予定)年月日」欄は、「明細表(その1)」の(注)7に準ずる。
- 9 添付資料については、「明細表(その1)」の(注)8に準ずる。

明細表（その3）

補助金の区分	学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）
--------	------------------------------

事業名	設 備 更 新	学校（施設）名 法 人 名	
-----	---------	------------------	--

設備の種類	更新される設備		更新により新たに整備する設備						納入月(検収) 年 月 日	支払(予定) 年 月 日
	品 名	整備年度	品 名	数 量	単 価	金 額	国庫補助 金 額	設 置 者 負 担 金 額		
					円	円	円	円		
小 計	_____	_____	_____	_____	_____				_____	_____
小 計	_____	_____	_____	_____	_____				_____	_____
計	_____	_____	_____	_____	_____				_____	_____

- (注) 1 この明細表は、学校別に作成する。
- 2 「学校（施設）名法人名」欄は、「明細表（その1）」の（注）2に準ずる。
- 3 「設備の種類」欄は、基準設備、普通科等産業教育設備、普通科等家庭科、専攻科、産業教育共同利用施設又は農業経営者育成高等学校
拡充整備業教育の別を記入する。
- 4 「更新される設備」の各欄は、平成6年度以降における高等学校産業教育設備台帳及びその他事業の管理簿のそれぞれの該当欄から転記
する。
- 5 「国庫補助金額」欄は、「金額」に対する補助金額を、「設置者負担金額」欄は「金額」に対する設置者負担金額をそれぞれ記入する。
- 6 「納入（検収）年月日」及び「支払（予定）年月日」欄は、「明細表（その1）」の（注）7に準ずる。
- 7 添付資料については、「明細表（その1）」の（注）8に準ずる。

明細表（その4）

補助金の区分	学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）
--------	------------------------------

事業名		学校(施設)名 法人名		履修教科名 又は専攻科名		履習単位数	
-----	--	----------------	--	-----------------	--	-------	--

基準金額	円	整備後の現有金額	円	整備後の投資金額	円
------	---	----------	---	----------	---

品名	購入（検収） 数	単価	購入（検収） 金額	国庫補助 額	設置者負担金額	納入（検収） 年 月 日	支払（予定） 年 月 日
		円	円	円	円		
合計	_____	_____				_____	_____

- (注) 1 この明細表は、普通科等産業教育設備、普通科等家庭科、専攻科、産業教育共同利用施設及び農業経営者育成高等学校拡充整備の別に作成する。
- 2 「事業名」欄は、上記1に掲げる当該事業の名称を記入し、学校（施設）別に作成する。
- 3 「履修教科名又は専攻科名」欄は、普通科等産業教育設備または専攻科の場合のみ記入し、普通科等産業教育設備の場合においては、別に定めるところの教科の名称を記入する。
また、専攻科の場合においては、農業、工業、商業、水産、家庭、看護の各専攻科名のほか、さらに複数の学科を設置する場合はその名称を記入する。
- 4 「履習単位数」欄は、普通科等産業教育設備又は普通科等家庭科の場合においてのみ、別に定めるところの単位数を記入する。
- 5 その他の欄に記入については、「明細表（その1）」の（注）に準ずる。
- 6 添付資料については、「明細表（その1）」の（注）8に準ずる。

(2) 特別支援教育設備整備費等

実績総括表

補助事業の区分等	交付決定額 ①	補助対象経費			補助基準額 ②	①の1/2 ③	①と③のい ずれか低い 額 ④
		支出済額	支出予定額	計			
特別支援教育設備 1. 特別支援学校共通設備 (1) 自立活動設備充実事業 (2) 屋外自立活動設備充実事業 (3) 重複障害教育設備充実事業 (4) 特別活動設備充実事業 (5) 創作教材材料充実事業 2. 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費 (1) 視覚障害情報支援充実事業 (2) 教材複製設備充実事業 3. 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費 (1) 集団補聴設備充実事業 (2) FM補聴設備等充実事業 4. 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対する教育を行う特別支援学校設備充実事業 (新設学校設備) 5. 幼稚部設備充実事業 6. 寄宿舎設備充実事業 7. スクール・バス充実事業 (1) 一般用 (2) 重度障害者用 8. 高等部職業教育設備充実事業 9. 特別支援学級等設備充実事業 (1) 特別支援学級等設備 (2) 集団補聴設備 (3) 教材複製設備 (4) VTR設備	千円	円	円	円	円	千円	千円
小計							
最新の情報機器等整備事業 情報機器等設備 (1) 特別支援学校情報機器等設備充実事業 (2) 特別支援学級等設備充実事業 (情報機器等設備)							
小計							
学校安全設備整備事業 学校安全設備 (1) 特別支援学校学校安全設備充実事業 (2) 特別支援学級等設備充実事業 (学校安全設備)							
小計							
計							

※ 実績内訳を添付すること。

特別支援教育設備整備事業等実績内訳

事業区分 ①	学校名	学級名	交付決定額 ②	補助対象経費			補助対象 限度額 ④	補助基準額 ③と④のい ずれか低い 額 ⑤	⑤×1/2 (千円未満切捨て) ⑥	②と⑥のい ずれか低い額 ⑦	②-⑦ ⑧
				支出済額	支出予定額	計 ③					
			千円	円	円	円	円	円	千円	千円	千円
合	計										

(作成上の留意事項)

- この様式は、特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業、学校安全設備整備事業ごと別様にて作成すること。
- この様式は、学校等当たり設備細目事業ごとに別欄にて記入し、①は、特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業、学校安全設備整備事業の細目事業欄の事業区分名を記入すること。
- ⑦が確定額となる。
- 補助事業の内容を明らかにする「設備購入明細書」を添付すること。

設備購入明細書（スクールバス充実事業以外の事業）

			事業区分		学校名		学級名	
品目名	数量	購入単価	購入金額	購入年月日	支出年月日 (支出予定年月日)	規格等		
		円	円					
合計								

（作成上の留意事項）

1. この様式は、学校等当たり設備細目事業ごとに別葉で作成すること。
2. 支出未済の場合は「購入金額」及び「支出年月日」を（ ）で囲むこと。
3. 規格等は詳細に記入し、製造業者名も記入すること。
4. 数量を一式又は一組として購入した場合はその内訳書（品目、数量及び金額を記入すること。）を添付すること。

設備購入明細書（スクールバス充実事業（一般用、重度障害者用））

購入に係 る学校	学 校 名				
	障 害 区 分	1. 知的障害 2. 肢体不自由 3. 病弱			
購 入 自 動 車	区 分	1. 一般用 2. 重度障害者用			
	購 入 金 額	円			
	購 入 年 月 日				
	支 出 年 月 日 (支出予定年月日)				
	年式、車名（製作 会社名）及び型式	年 式	車 名	製作会社名	型 式
		年式			
	新車・中古車の別	1. 新 車 2. 中古車			
	乗 車 定 員	人			
	原 動 機 の 種 類 型 式 及 び 馬 力	種 類	型 式	馬 力	
運行開始（予定）年月日					
特別支援学校のバスと して特に留意した点 (内部構造、設備等)					

(作成上の留意事項)

1. この様式は、スクールバス1台ごとに別葉で作成すること。
2. 写真を添付すること。(前方、側方、後方、内部構造、重度障害者用については自動昇降装置について撮影したものとする。)

また、改造状況をあらわす図面を添付すること。

文部科学大臣 殿

都道府県知事名

令和 年度学校教育設備整備費等補助金に係る額の確定報告書

令和 年度学校教育設備整備費等補助金に係る額を下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1. 総括表

補助区分	補助対象経費	交付決定額	確定額	不用額	確定年月日
	円	A 円	B 円	A - B 円	
高等学校産業教育設備整備費					
高等学校産業教育設備整備費					
特別支援教育設備整備費等					
特別支援教育設備整備事業					
最新の情報機器等整備事業					
学校安全設備整備事業					
計					
合計					

2. 事業別内訳 (別添のとおり)

- (1) 高等学校産業教育設備整備費 別添 7
- (2) 特別支援教育設備整備費等 別添 8

【本件担当者連絡先】

担当課名：
電話番号：
Eメール：

(1) 令和 年度高等学校産業教育設備整備費

補助金の区分	学校法人名	学校名	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 確定額	確定通知書		備考
					日付	文書番号	
学校 教育 設備 整備 費 等 補助 金 (高等 学校 産業 教育 設備 整備 費)							
		計				_____	_____

- (注) 1 「補助金の区分」欄は、負担(補助)の対象となったもののみ記入し、本表を作成する。
- 2 「国庫補助金交付決定額」欄は、交付決定通知(交付決定の変更があった場合は、当該交付決定変更通知による。)による国庫補助金交付決定額を記入する。
- 3 「国庫補助金確定額」欄は、確定し通知した金額を記入する。
- 4 「確定通知書」欄は、確定通知書の年月日及び文書番号を記入する。

(2) 特別支援教育設備整備費等

番号	補助事業者名	補助対象経費	交付決定額 ①	確定額 ②	不用額 ①-②	確定年月日	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計							

(注) 補助対象経費欄は、補助基準額（補助対象経費と補助対象事業限度額のいずれか低い額）を記入すること

別紙(銀行口座情報)

住所	_____
〒	_____
名称	_____
代表者役職名、氏名	_____

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座(注意:国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)			
カナ口座名義 <small>※通帳に表記されているカナ口座名義を記入</small>			
ゆうちょ銀行以外の金融機関			
金融機関名		支店名	
金融機関コード <small>※"0"を省略せずに必ず4桁で記入</small>		店舗コード <small>※"0"を省略せずに必ず3桁で記入</small>	
預金種別 <small>※普通預金、当座預金、別当預金のいずれかを記入</small>		口座番号 <small>※必ず7桁で記入。7桁未満の場合は、頭に"0"を付けて7桁にすること。</small>	
ゆうちょ銀行(通帳に表記されている 記号5桁 及び 番号8桁 を記入) 例)記号 12340-1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要) 番号 12345671 → 1234567 まで記入(8桁目の1は固定なので記入不要)			
ゆうちょ銀行	記号	1	0
	番号	1 <small>※番号が8桁未満の場合は、頭に"0"を付けて8桁にすること。</small>	

略称や漢字名のフリガナではなく、通帳の見開き部分などに表記されているカナ口座名義を、そのまま記入してください。

"本店"の場合には、プルダウンリストから"本店"を選択すること。

上記の金融機関名・支店名と合っているか確認のうえ、記入してください。

銀行口座情報の変更等は、こちらに記載いただいたご担当者様のみと行いますので、くれぐれも記載漏れや誤記入にご注意ください。

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者役職名、氏名	_____
電話番号	_____
メールアドレス	_____

※2注意 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。